

## 碧南市における建築基準法に係る制限等について

この表は、碧南市における建築基準法で規定される高さ制限・日影規制に係る規制値等を一覧にしたものです。なお、後退緩和や天空率などの緩和規定はそれぞれの規定によります。詳しくは、建築確認申請を提出する特定行政庁（碧南市の所管は愛知県になります）又は指定確認検査機関にお問い合わせください。

用途地域	建蔽率 法第53条	容積率 法第52条 ※1    ※2		防火地域、 準防火地域 若しくは法 第22条区域 の別	高さ制限				日影規制						
					絶対高さ 第55条	道路斜線		隣地斜線	北側斜線	第56条の2・別表第四・県条例第10条					
						第56条第1項第1号	勾配	適用距離	第56条第1項第2号	第56条第1項第3号	対象建築物	測定面	規制値		法別表第四
10m	1.25	20m	—	5m + (1.25 × L <sub>2</sub> <sup>※</sup> )	軒高 > 7m 又は 地階を除く階数 3 以上	1.5m	5m	10m	(ろ) 欄	(に) 欄					
第一種低層住居専用地域	60%	100%	4/10	法第22条区域	10m	1.25	20m	—	5m + (1.25 × L <sub>2</sub> <sup>※</sup> )	軒高 > 7m 又は 地階を除く階数 3 以上	1.5m	4時間	2.5時間	—	(二)
第一種中高層住居専用地域	60%	150%	4/10	法第22条区域	—	1.25	20m	20m + (1.25 × L <sub>1</sub> <sup>※</sup> )	※	高さ > 10m	4m	3時間	2時間	—	(一)
	60%	200%	4/10		—	1.25	20m	20m + (1.25 × L <sub>1</sub> <sup>※</sup> )	※	高さ > 10m	4m	4時間	2.5時間	—	(二)
第二種中高層住居専用地域	60%	200%	4/10	法第22条区域	—	1.25	20m	20m + (1.25 × L <sub>1</sub> <sup>※</sup> )	※	高さ > 10m	4m	4時間	2.5時間	—	(二)
第一種住居地域	60%	200%	4/10	法第22条区域	—	1.25	20m	20m + (1.25 × L <sub>1</sub> <sup>※</sup> )	—	高さ > 10m	4m	4時間	2.5時間	—	(一)
第二種住居地域	60%	200%	4/10	法第22条区域	—	1.25	20m	20m + (1.25 × L <sub>1</sub> <sup>※</sup> )	—	高さ > 10m	4m	4時間	2.5時間	—	(一)
準住居地域	60%	200%	4/10	法第22条区域	—	1.25	20m	20m + (1.25 × L <sub>1</sub> <sup>※</sup> )	—	高さ > 10m	4m	4時間	2.5時間	—	(一)
近隣商業地域	80%	200%	6/10	準防火地域	—	1.5	20m	31m + (2.5 × L <sub>1</sub> <sup>※</sup> )	—	高さ > 10m	4m	5時間	3時間	—	(二)
	80%	300%	6/10		—	1.5	20m	31m + (2.5 × L <sub>1</sub> <sup>※</sup> )	—	—	—	—	—	—	—
商業地域	80%	400%	6/10	準防火地域	—	1.5	20m	31m + (2.5 × L <sub>1</sub> <sup>※</sup> )	—	—	—	—	—	—	—
準工業地域	60%	200%	6/10	法第22条区域	—	1.5	20m	31m + (2.5 × L <sub>1</sub> <sup>※</sup> )	—	高さ > 10m	4m	5時間	3時間	—	(二)
工業地域	60%	200%	6/10	法第22条区域	—	1.5	20m	31m + (2.5 × L <sub>1</sub> <sup>※</sup> )	—	—	—	—	—	—	—
工業専用地域	60%	200%	6/10	法第22条区域	—	1.5	20m	31m + (2.5 × L <sub>1</sub> <sup>※</sup> )	—	—	—	—	—	—	—
用途地域の指定のない区域	60%	200%	6/10	法第22条区域	—	1.5	20m	31m + (2.5 × L <sub>1</sub> <sup>※</sup> )	—	高さ > 10m	4m	4時間	2.5時間	□	(二)

・※1は都市計画により定められた数値であり、  
 ※2は前面道路の幅員（前面道路が2以上ある場合は幅員が最大なもの）に乗じる値を示します。  
 ・なお、※2で算出した数値が※1の数値未満の場合は、※2で算出した数値が規制値になります。

・L<sub>1</sub>は隣地境界線から建築物の当該部分までの水平距離を示します。

・L<sub>2</sub>は建築物の当該部分から真北方向にある前面道路の反対側の境界線又は敷地境界線までの距離を示します。

**！第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内の建築物は日影による中高層建築物の高さ制限が適用されるため、北側斜線制限の適用はありません。**

※【参考】碧南市の経度・緯度（国土地理院HPより）

	碧南市役所	碧南市北端
緯度	136° 59' 37"	137° 01' 54"
経度	34° 53' 05"	34° 56' 15"

・日影図作成の際の緯度は、地図等により正確に求めるか、又は35° 00' によることとしてください。

**！日影規制について、日影規制の対象区域外にある高さが10mを超える建築物が、対象区域内に日影を生じさせる場合は当該建築物が対象区域内にあるものとして日影規制の対象となるので注意が必要です。**

地区計画	ありません
建築協定	ありません
高度地区	ありません
高度利用地区	ありません
壁面後退	ありません

構造関係規定の数値等	垂直積雪量	地表面粗度区分		V <sub>0</sub> の数値
	30センチメートル	海岸線又は湖岸線（対岸までの距離が1,500m以上のものに限る。以下同じ。）までの距離が500m以内の地域（ただし、建築物の高さが13m以下である場合又は当該海岸線若しくは湖岸線からの距離が200mを超え、かつ、建築物の高さが31m以下である場合を除く。）	Ⅱの区域	Ⅲの区域
	上記以外の区域			

・地表面粗度区分は、平成12年国土交通省告示第1454号第1第2項表中の区分  
 ・V<sub>0</sub>の数値は、平成12年国土交通省告示第1454号第2表中の数値